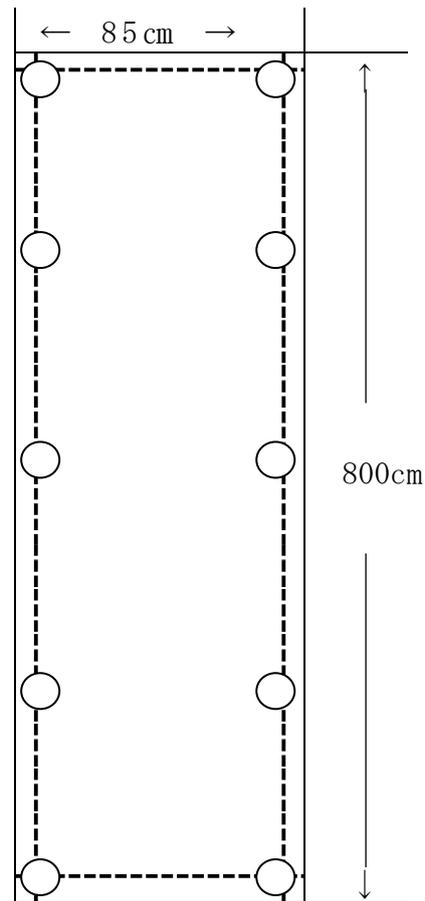


仕 様 書

- 1 件 名 ○○選挙啓発用懸垂幕(大)の作製、設置、補修及び撤去業務委託
- 2 履行期間 契約締結日から選挙期日後5日まで(別紙参照)
- 3 寸 法 縦800 c m×横85 c m ※別図のとおり
- 4 材 料 ターポリン、上下ロープ通し
〔 消防法施行令第4条の3第4項で定める基準以上の防炎性能を有するもの
かつ、その旨の表示(防炎表示)があるもの 〕
- 5 印 刷 インクジェット印刷(4色フルカラー)
- 6 校正等 あり
 - ・原稿(過去選挙時に同内容の契約を行った際の実原稿)を提供するので、それを参考に受注者は今回のデザインを作成するものとする。
 - ・完成したデータは次のファイル形式で納品すること
ファイルの種類: Adobe Illustrator、PDF
- 7 枚 数 30枚
- 8 設置先 大阪市内24か所 ※詳細は契約締結後別途提供する
- 9 設置方法 上下両端にビニールパイプを入れ、縦の両側にロープを通し、掲出期間中、風雨にもはずれたり、たるんだりすることのないように十分に固定するとともに、歩行者や車両等に危害を加えることのないように堅固に取り付けること。
なお、取付けに当たっては、施設管理者の指示に従うこと。
- 10 設置について
 - ・設置期間 本市の指定する期間(7日間)とする
 - ・時間帯については、各区選挙管理委員会事務局(以下「各区選管」という。)と調整すること
 - ・撤去するまでの掲出期間(土日祝を含む)内に、破損等が生じた場合は、受注者において補修又は取替えを行うこと。
※ 場合によって、設置を取りやめることがある。なお、この場合は、本市と受注者で協議の上、契約金額を減額するものとする。
- 11 撤去について
撤去期間については、選挙期日後の5日間とする。
なお、撤去時間帯については、各区選管と調整すること。
- 12 その他・特記事項
 - (1) 業務について、受注者がその責任において履行するものとする。
 - (2) 受注者の故意又は過失により、本市施設・その他物件への損害又は第三者に損害を与えた場合は、受注者は賠償の責を負わなければならない。また、損害賠償金などについて、当事者間で紛争が生じた場合は、受注者が責任をもって解決を図るものとする。
 - (3) 本仕様書に関する疑義については、事前に担当者まで確認すること。なお、契約締結後の疑義については、すべて本市の解釈とする。
 - (4) 本仕様書に明示されていない事象が生じた場合は、本市と協議のうえ定めることとする。ただし、軽微なものについては、本市の指示に従うこと。
 - (5) 作製物に不具合が検出された場合は、受注者の責任において代替品と交換すること。
 - (6) 業務終了時には、速やかに業務終了報告書を提出すること。
 - (7) 撤去した資材については、受注者の責任において再生利用すること。
 - (8) 「特記事項(暴力団等の排除について)」の内容を遵守すること。

- (9) 見積りに当たっては本仕様書を十分検討し、配送料等本契約に関する一切の経費を勘案した上、見積りするものとする。
- (10) 契約締結した者は、契約の履行に関して、本市の職員から違法又は不適正な要求を受けたときはその内容を記録し、直ちに大阪市行政委員会事務局総務課(連絡先：06 - 6208 - 8571)に報告しなければならない。

別図



※ハトメ（外径20mm 内径10mm）を両横5箇所ずつ設けること。

※予定表の日程については参考です。

予定表		
1	契約締結日	
2	校正期間	
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11	設置候補日（午前9時30分～午前11時まで）	
12	設置候補日（午前9時30分～午前11時まで）	
13	掲示期間	
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29	選挙日	
30	撤去日（午前10時～）	

※日程には土日を含みます。

車両使用に係る特記仕様書

本契約に基づき輸送を行う際に使用する自動車は車種規制非適合車以外の自動車でなければならない。

「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車をいう。

車両使用に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境管理課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第 1 号及び第 2 号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第 6 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。